

上田がお答えいたします

自家施術の療養費請求について

Q 私の施術所に勤務する柔道整復師や受付の女性、さらには、私の両親や兄弟親戚など“身内”を治療したときも療養費の請求はできますか？「当然、請求できる」と友人は言うのですが……。

A 少なくとも自分自身で自分を治療した場合は、保険請求できないでしょうね。かなり前ですが、医科本体で「自家診療の保険請求」が問題化したときに厚生省（当時）保険局の考えが示され、「業として治療を行うものが保険診療の対象であり、自らのためにする医療行為は、自らが負担すべきである。また、自らが診療報酬明細書を作成した場合は、それを担保できないから」という書面を見たことがあります。例えば、医者が加入している医師国保の一部に見られるように、自分自身を診療することを“自己診療の禁止”ということで保険請求に制限をかけている保険者もあります。

では、自分自身ではなく従業員や親戚身内を治療した場合ですけれど、これは常識問題でしょう。たしかに受領委任払いの取扱規程に身内への施術が認められないという記載は見当たらないし、お父さんが患者さんの立場に立った場合、息子さんの治療を受けたいと望むのは、本人の「治療を受ける権利」です。しかし、同居の親の施術を繰り返して保険請求するとか、ましてや従業員たち全員に毎日のように治療を受けさせて保険請求するとかは、如何なものでしょうか。それに、窓口で一部負担金をきちんと徴収しているのかどうかも疑問です。身内だから、従業員だからといって「一部負担金はいただきません」というのは規程違反ですから保険請求は認められません。しかし、実際にきちんと治療したうえで、一部負担金も正規の金額をもらっているのなら、「保険請求はダメ」とは言えないでしょう。これは常識の問題と考えてください。もしも私だったら、身内が痛がっていてその痛みを和らげてあげることは「愛情」としての行為だから、保険請求はしません。

整骨院に雇われている勤務柔整師や事務スタッフを患者にして不正に保険請求を重ねていけば、何らかのトラブルで彼らが退職して整骨院を去った後、この自家診療をネタに脅迫されるという事件に発展することも多いのです。たとえ脅迫されなくとも、元従業員が当局に「あそこは不正している」と“リーク”することもあります。